

<p>別表第十一号の二（第51条の10の2の4、第51条の10の2の8関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）</p> <p>〔様式略〕</p> <p>〔注1・2 略〕</p> <p>3 第51条の10の2の3の該当する区分を記載すること。なお、法第103条の2第8項の規定に基づき届け出る場合は、括弧内に新規免許開設局又は既存免許開設局を記載すること。</p> <p>〔4～9 略〕</p>	<p>別表第十一号の二（第51条の10の2の3、第51条の10の2の7関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）</p> <p>〔様式同左〕</p> <p>〔注1・2 同左〕</p> <p>3 第51条の10の2の2の該当する区分を記載すること。なお、法第103条の2第8項の規定に基づき届け出る場合は、括弧内に新規免許開設局又は既存免許開設局を記載すること。</p> <p>〔4～9 同左〕</p>
--	---

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（登録検査等事業者等規則の一部改正）

第二条 登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局）</p> <p>第十五条 法第七十三条第三項の総務省令で定める無線局は、次の各号のいずれかに該当する無線局とする。</p> <p>一 法第百三条の二第十四項各号に掲げる者が専ら当該各号に定める事務の用に供することを目的として開設する無線局その他これらに類するものとして電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第十二条各号に掲げる無線局</p> <p>〔二～十一 略〕</p>	<p>（人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局）</p> <p>第十五条 法第七十三条第三項の総務省令で定める無線局は、次の各号のいずれかに該当する無線局とする。</p> <p>一 法第百三条の二第十四項各号に掲げる者が専ら当該各号に定める事務の用に供することを目的として開設する無線局その他これらに類するものとして電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第十三条各号に掲げる無線局</p> <p>〔二～十一 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、電波法施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第二十八号）の施行の日（平成三十年二月二日）から施行する。

○厚生労働省令第十一号

雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第二十八条第一項の規定に基づき、雇用対策法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年二月二日

雇用対策法施行規則の一部を改正する省令

雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

様式第三号を次のように改める。

厚生労働大臣 加藤 勝信

様式第 3 号 (第 10 条関係) (表面)

雇 入 れ
離 職 に係る外国人雇用届出書
平成 19 年 10 月 1 日時点で
現に雇い入れている者

フリガナ (カタカナ)	姓	名	ミドルネーム
①外国人の氏名 (ローマ字)			
②①の者の在留資格		③①の者の在留期間 (期限) (西暦)	年 月 日 まで
④①の者の生年月日 (西暦)	年 月 日	⑤①の者の性別	1 男 ・ 2 女
⑥①の者の国籍・地域		⑦①の者の資格外 活動許可の有無	1 有 ・ 2 無

雇入れ年月日 年 月 日 離職年月日 年 月 日
(西暦) (西暦)
年 月 日 年 月 日
年 月 日 年 月 日

雇用対策法施行規則第 10 条第 3 項・整備省令附則第 2 条の規定により上記のとおり届けます。

平成 年 月 日

事業主	事業所の名称、 所在地、電話番号等	雇入れ又は離職に係る事業所 (名称) (所在地) 主たる事務所 (名称) (所在地)	雇用保険適用事業所番号 □□□□ - □□□□□□ - □ TEL TEL	①の者が主として左記以外 の事業所で就労する場合 <input type="checkbox"/>
	氏名			(印)

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名
		(印)

公共職業安定所長 殿

様式第3号(裏面)

注意

1 雇入れに係る外国人雇用状況届出書として使用する場合の注意

- (1) 表面標題中「離職」の文字及び「平成19年10月1日時点で現に雇い入れている者」の文字並びに表面下部の「整備省令附則第2条」の文字を抹消すること。
- (2) ①欄には、外国人の氏名を、姓、名、ミドルネームの順にローマ字で記載し、フリガナをカタカナで記載すること。(ミドルネームがない場合は姓名のみ記載)
- (3) ②～④、⑥欄には、該当事項を記載すること。
- (4) ⑤欄には、①の者の性別について、該当するものの番号を○で囲むこと。
- (5) ⑦欄には、①の者が資格外活動の許可(出入国管理及び難民認定法第19条第2項の許可)を受けるべき者(「留学」の在留資格の者等)である場合に、当該許可の有無について、該当するものの番号を○で囲むこと。
- (6) 表面中部に雇入れ年月日を記載すること。

2 離職に係る外国人雇用状況届出書として使用する場合の注意

- (1) 表面標題中「雇入れ」の文字及び「平成19年10月1日時点で現に雇い入れている者」の文字並びに表面下部の「整備省令附則第2条」の文字を抹消すること。
- (2) ①～⑥欄について、1と同様とすること。
- (3) ⑦欄は記載不要であること。
- (4) 表面中部に離職年月日を記載すること。

3 雇入れ及び離職の双方に係る外国人雇用状況届出書として使用する場合の注意

- (1) 表面標題中「平成19年10月1日時点で現に雇い入れている者」の文字及び表面下部の「整備省令附則第2条」の文字を抹消すること。
- (2) ①～⑦欄について、1と同様とすること。
- (3) 表面中部に雇入れ年月日及び離職年月日を記載すること。
- (4) その他1及び2に従うこと。

4 平成19年10月1日時点で現に雇い入れている者に係る外国人雇用状況届出書として使用する場合の注意

- (1) 表面標題中「雇入れ」の文字及び「離職」の文字並びに表面下部の「雇用対策法施行規則第10条第3項」の文字を抹消すること。
- (2) ①～⑥欄について、1と同様とすること。
- (3) ⑦欄は記載不要であること。
- (4) 表面中部の雇入れ年月日及び離職年月日は記載不要であること。
- (5) 平成19年10月1日時点で現に雇い入れている者が、離職した場合には、2に従い記載すること。

5 同一の者について、複数回にわたり雇入れ又は離職が生じた場合は、表面中部にそれぞれの雇入れ年月日又は離職年月日を記載すること。

6 この様式は、届出の対象となる外国人1人につき1枚を使用すること。

7 表面の記載に当たっては、在留カードを所持する者については①～⑦欄は在留カードにより確認し、記載することとし、在留カードを所持しない者については①～⑥欄は旅券又は在留資格証明書、⑦欄は旅券、在留資格証明書、資格外活動許可書又は就労資格証明書により確認し、記載すること。

8 事業所の名称、所在地、電話番号等欄には、雇入れ又は離職に係る事業所の名称、所在地、電話番号、雇用保険適用事業所番号並びに事業主が法人の場合は、法人の名称及びその主たる事務所の所在地、電話番号を記載すること。また、①の者が派遣労働者又は請負労働者として主として他の事業所で就労する場合は口にチェックすること。

9 事業主の氏名(法人にあつては代表者の氏名)については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。

10 雇入れに係る届出にあつては、雇い入れた日の翌月の末日までに、離職に係る届出にあつては、離職した日の翌月の末日までに届け出ること。なお、届出の対象となる外国人が雇用保険の被保険者である場合の届出期限と異なるので注意すること。また、平成19年10月1日時点で現に雇い入れている者に係る届出にあつては、平成20年10月1日までに届け出ること。

11 本届出は電子申請による手続も可能であること。

12 表面下部の「整備省令」とは、「雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(平成19年厚生労働省令第102号)」を表す。